

府 食 第 2 0 9 号  
令 和 8 年 3 月 3 1 日

農林水産大臣  
鈴木 憲和 殿

食品安全委員会  
委員長 祖父江 友孝

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和 8 年 3 月 25 日付け 7 消安第 7427 号をもって農林水産大臣から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

#### 記

本件については、ランピースキン病を家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項の家畜伝染病に追加するという法改正に伴い、同病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 1 条の表に規定すること及びランピースキン病を家畜伝染病予防法第 62 条第 1 項の疾病の種類として指定する等の政令（令和 7 年政令第 256 号）を法改正の施行と同時に廃止するという形式的な改正である。対象となる家畜の疾病については、食品安全委員会動物用医薬品評価書「ランピースキン病生ワクチン（Bovilis Lumpyvax-E）を接種した牛に由来する食品の安全性」（令和 6 年 3 月公表）において、ランピースキン病ウイルスは人獣共通感染症の病原体ではなく、人へは伝播しないと結論づけられており、当該家畜の疾病に由来する人への健康への悪影響があるとは考えられないことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上